

同一労働同一賃金対応と これからの賃金制度

同一労働同一賃金に関する法律が、大企業は 2020 年 4 月に、中小企業は 2021 年 4 月に施行されます。パートタイマー・有期労働者・定年後再雇用者・派遣労働者等の非正規労働者を抱える企業は、賃金体系の見直しが避けられません。

しかし、改正法の内容が不明確なため、人事労務担当者は、どこまで対応をしなければならないか苦慮されているかと思えます。

本セミナーでは、アクシス法律事務所 弁護士 金子 恭介 氏を講師に迎えて、同一労働同一賃金にどのように対応していけばよいか、これからの賃金制度をどのように考えていけばよいかについて、ガイドラインや裁判例を踏まえた実務対応をお伝えします。

日 時	2020年3月18日(水) 14:30~17:00
場 所	京都経済センター6階 B会議室
講 師	アクシス法律事務所 弁護士 金子 恭介 氏
内 容	同一労働同一賃金対応

- ・ 同一労働同一賃金とは何か
- ・ 施行日までに対応を完了させなければならないか
- ・ 誰と誰を比較すればよいか
- ・ 職務の内容の違いはどのように判断されるか
- ・ 人材活用の仕組みの違いはどのように判断されるか
- ・ その他の事情として何が考慮されるか
- ・ 各待遇についてガイドラインや裁判例はどのような判断をしているか
(基本給・賞与・退職金、精進手当・時間外手当、通勤手当、家族手当・住宅手当、
労災・私傷病関連、特別休暇、慶弔)
- ・ 待遇差について説明を求められた場合に何をすればよいか
- ・ 正社員の待遇を変更する場合はどうすればよいか

受講料 会 員 ￥11,000 会員外 ￥17,600(消費税込み)

*上記の受講料で、1社2人までご受講いただけます。

*3人目以降は、参加お1人様毎に上記金額を追加で頂戴いたします。

申込要領

◇問合先 ・ 一社) 京都経営者協会 事務局(担当:内野・高橋)
 TEL 075-205-5417 / E-mail takahashi-a@kyotokeikyo.or.jp
 ホームページ <https://www.kyotokeikyo.or.jp/>

◇お申込 ・ ホームページより、オンラインフォームで申込みいただくか、
 下記申込書を FAX(075-205-5077)にて、お送り下さい。
 請求書をご送付いたしますので、お振込み願います。
 (その際、振込み手数料はご負担願います。)
 ※お申し込み後の参加取消しは参加費を申し受けますので、
 代理の方の出席をお願いします。
 ※なお、受講券は発行しておりません。直接会場へお越しください。
※受講当日までに請求書が届かない際は、事務局までご連絡ください。



一社) 京都経営者協会	同一労働同一賃金対応とこれからの賃金制度	参加申込書
-------------	----------------------	-------

ご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

申込日： 月 日

貴社名：		
連絡窓口	〒	
	TEL	FAX
	お名前	部署・役職
	E-mail	
受講者 部署・役職	受講者 お名前(フリガナ)	受講料
		会 員 11,000 円 会 員 外 17,600 円
		*1名追加の場合、上記金額に プラス 会 員 11,000 円 会 員 外 17,600 円
		*さらに1名追加の場合、 上記加算合計金額に プラス 会 員 11,000 円 会 員 外 17,600 円
受講料合計金額		円

※ご記入いただきました情報は、参加者名簿を作成し、講師にお渡しすると共に、講座の出欠確認、当協会主催事業のご案内に利用させていただきます。

⇒ 申し込み先 一社) 京都経営者協会 宛 FAX：075-205-5077